

# 包括宗教団体からの包括関係の 廃止について

矢吹 輝夫 (弁護士)

## 一 はじめに

### 1 実務上の要請

住職が亡くなってから長期間後継住職もなく、荒廃している寺院(寺院墓地はあるが、主として他寺の檀家が使用している)、最近住職が亡くなったが、長く病気を患い他から援助を受けていた。寺院の土地には担保権が設定されており複雑な法律関係がうかがえる。宗派がこのような寺院を包括寺院としてもっていると、事務処理上手間がかかり、宗派の課金も当然のことながら入ってこない。財務当局からは寺院の整理を要請してくる。面倒なことにまぎこまれないので、特命住職のなり手が無い。宗派としては形だけの包括関係を保持する意味がないので、包括関係を廃止したいがそれは可能であろうか。宗派が包括関係を廃止したい一例をあげたが、他にも一宗の安寧秩序を保持する必要上<sup>1)</sup>、そのような要請をしたい場合があるであろう。

### 2 包括関係の廃止

宗教法人法(昭和26年4月3日法律第126号・以下、単に「法」というときは、宗教法人法をいう。)は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする(法1条1項)。

ここに宗教団体とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体で、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体(法2条1号)とこれらの団体を包括す

る教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体（法2条2号）とに分かれる。前者を単位宗教団体、後者を包括宗教団体といい、前者のうち包括宗教団体をもつものを被包括宗教団体、包括宗教団体をもたないものを単立宗教団体ということは周知のとおりである。

さて、上記法2条の文言からすると、包括とは、同条の1号の宗教団体と2号の宗教団体との関係をいい、1号の宗教団体を包括する2号の宗教団体がある場合、2号の宗教団体からみて1号の宗教団体との関係を包括関係、逆に1号の宗教団体からみて2号の宗教団体との関係を被包括関係というものと解せられる。

この点につき、宗教法人法26条1項後段は、「宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下、「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは」と定めており、宗教法人法で被包括関係とは、被包括宗教法人から包括宗教団体に対する関係をいうものである。このことは、宗教法人法の目的からすれば当然のことである。なお、ここにいう宗教団体は、宗教法人非宗教法人の別を問わない（同法12条1項4号）。したがって、その逆の包括関係とは、包括宗教団体から被包括宗教法人に対する関係ということになるうか。

私に課せられた論題は、松波克英先生の「被包括宗教法人からの被包括関係の廃止について」に対し、「包括宗教団体からの包括関係の廃止について」であるので、法26条1項後段の被包括関係の逆の関係を論ずるともとれるが、今は、広く法2条の包括関係も視野に入れて検討することとする<sup>2)</sup>。

## 二 学説の動向

1 包括関係の廃止の可否については、宗教法人の被包括関係の廃止に係る諸規定との関連において論じられているので、はじめにこれを略記しておく。

(1) 宗教法人法12条1項は、宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならないとし、その4号で、「設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別」を必要記載事項の1つと定めている。

すなわち、被包括宗教法人は、宗教法人、非宗教法人の別を問わず包括宗教団体があるときは、これを規則に記載すべきことが義務づけられている。他方包括宗教法人には被包括宗教団体を記載する義務はない。

また、12号では、5号から11号までに掲げる事項について、「他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項」を規則に記載すべきものとし、これは包括宗教団体と被包括宗教団体間の制約事項にも適用される。

(2) 被包括関係の廃止に係る規則の変更につき、宗教法人法26条は、次のように定めている。

- ① 宗教法人が規則の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより変更の手続をし、規則の変更について所轄庁の認証を受けること（1項前段）。
- ② この場合、被包括関係を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないこと（1項後段）。
- ③ 規則変更の認証申請の少なくとも2月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告すること（2項）。
- ④ 同公告と同時に被包括関係を廃止しようとする宗教団体に対し、その旨を通知すること（3項）。
- ⑤ 宗教団体は、その包括する宗教法人の被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前3項の規定に違反すると認めるときは、その旨を所轄庁及び文部科学大臣に通知することができること（4項）。

そして、宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付によってその効力を生じる（法30条）。

(3) 被包括関係の廃止については、このほか、①合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を廃止する場合について、法26条1項後段及び2項から4項までを準用すること（法36条）、また②宗教法人令による

旧宗教法人とこれを包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、旧宗教法人が宗教法人法による新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができることを定めている（附則13、14）。

そして宗教法人の合併は、合併の登記をすることにより効力を生じ（法41条）、また宗教法人は設立の登記をすることによって成立するとする（法15条）。

- (4) さらに宗教法人法は、被包括関係の廃止にかかる不利益処分禁止等について、法78条に、宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、前記26条3項(法36条において準用する場合を含む。)の通知前に又はその通知後2年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはならず（1項）、この規定に違反してした行為は無効とすること（2項）、宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免れることができないこと（3項）を定めている。

これらの宗教法人法の規定の解釈をめぐり、包括宗教団体からの包括関係の廃止の可否について、つぎのとおり学説が分かれている。

## 2 否定説

- (1) 井上恵行博士は、「被包括関係の廃止ではなく、その逆の包括関係の設定・廃止、すなわち、ある宗教法人が他のある宗教団体を包括する関係を設定・廃止することについては、法人法はなんらの規定を設けていないが、時として、被包括団体の意志のいかんにかかわらず、一宗の安寧秩序を保持する必要上、包括関係を廃止したい場合もあり得る。また事実そうしたい場合もあった。しかし、包括関係の廃止に関する道が開かれていないので、当該被包括団体から自発的に被包括関係を廃止してくれないかぎり、どうすることもできない。」と述べておられる<sup>3)</sup>。すなわ

ち、宗教法人法に規定がないから、包括宗教法人の方から被包括宗教団体に対し包括関係を廃止することはできないとする。宗教法人法の規制をうけない包括宗教団体が包括関係を廃止する場合はどうなるのであろうか。

井上博士は、被包括関係廃止の効力発生の時期を規則の変更に関する認証書の交付（法30条）、合併の登記（法41条）、旧宗教法人が新宗教法人となる設立の登記（附則5・6）の時と解し、被包括関係の廃止を被包括契約を将来に向かって終了させる解約権の行使ととらえ、民法第97条の規定により当該廃止の通知が相手方に到達したときから発生するものと解すべきであるとした昭和31年4月25日大阪地裁判決（下民集7巻4号1035頁）及び昭和35年11月30日静岡地裁浜松支部判決に反対されている<sup>4)</sup>。

このことは、被包括関係の廃止を被包括契約の解約権の行使ととらえることも否定されるのか、解約権の行使を認め、その効力発生時期を規則の変更に関する認証書の交付の時と解して反対されたのか。この点につき、同博士は、「法人法は、この場合においては、民法の到達主義によらないで、それぞれ認証書交付・合併登記・設立登記の時期を被包括関係の廃止の時期とした。」<sup>5)</sup>と述べ、「この場合においては」とは解約権の行使を前提とするように解され、後者の立場であるように思える。そうだとすれば、非法人の包括宗教団体からの包括関係の廃止までも否定されるものではないのではないか。

- (2) 以上井上博士の所説に対し、安武敏夫龍谷大学名誉教授は、後に述べる大宮荘策博士の「宗教法の研究」の所説を批判し、包括宗教団体の側からの廃止については、「教団の本質から考えて疑問が残る。教団が行う寺院住職の罷免、破門、あるいは特命住職の任命等はあるが、教団側からする寺院財産や檀信徒を含めての寺院そのものに対する「包括関係の廃止」はありえないといわなければならない。」と述べておられる<sup>6)</sup>。安武説は全面否定説となるが、その根拠となる教団の本質とは何かが検討されなければならない。

### 3 肯定説

(1) 包括・被包括関係は、契約関係であるから、包括宗教団体から、被包括宗教団体に対する 契約の解除（この場合は、将来に対して契約関係を終了させる解約権の行使としての告知）により包括関係を廃止できるとする。

文化庁文化部宗務課長をされた中根孝司氏は、宗教法人法（世俗法）で規定された包括とは対等・平等な宗教団体間の法律上の関係であるとし、この意味における「包括・被包括関係は、契約関係であり、一般に、被包括関係になろうとする宗教団体から包括の申込みを行い、包括宗教団体がこれを承諾することによって、成立する。」また、「包括・被包括関係の廃止は、契約理論に基づき、一方の宗教団体からの契約解除（告知）によってその効力を生ずるものと解される。」とされている<sup>7)</sup>。

そして同氏は、「包括宗教法人からの一方的な意思表示で包括関係の廃止はできるかどうかという問題がある。實際上あまり考えられないことであり、理論上の問題であるけれども、この問題については、宗教法人法上規定はないが、被包括関係の廃止の場合に準じ（法26条3項を類推適用し）て、公告及び通知を行うという手続を経て行われるべきものであり、かつ、その廃止が解除権の乱用に該当しない限り、契約自由の原則に基づき、包括関係を廃止することができるものと解すべきである。」とし<sup>8)</sup>、包括宗教法人からの包括関係の廃止の手続は、法26条3項を類推適用して公告及び通知を要するとする。

法26条3項の公告は、規則の変更の案の要旨を示して行うものであり（法26条2項）、規則上被包括宗教団体について、宗教法人法12条1項4号のような個別具体的な規定を持たない包括宗教法人の公告は、単純に当該被包括宗教団体との包括関係を廃止する旨の公告となるのであろうか。また宗教法人でない包括宗教団体の場合にも公告を要するとする趣旨が明らかでない<sup>9)</sup>。

(2) いずれにせよ、包括関係の廃止が包括宗教団体から被包括宗教団体に対する契約解除の一方的な意思表示によってなしうるものとしても、包括関係の廃止の相手方が被包括宗教法人である場合には、その規則に包

括宗教団体の名称、宗教法人非宗教法人の別（法12条1項4号）や包括宗教団体との制約事項（同項12号）等の条項が残ってしまう。

否定説に立つ井上博士は前述のとおり、被包括関係の廃止は、規則の変更に関する認証書の交付の時（法30条）と解しておられるので、この立場からは、被包括宗教法人の方で、包括宗教団体に関する条項の削除等の規則の変更に関する認証の申請をし、これに関する認証書の交付を受けない限り、被包括宗教法人の方では被包括関係の廃止はその効力を生じないことになる。

包括関係の廃止と被包括関係の廃止は、同一事実の両側面である。被包括関係の廃止の効力が生じたときは、当然に包括関係も廃止となる。他方、包括関係の廃止の効力を生じたときは、当然に被包括関係も廃止とならなければならない理である。この点、肯定説はどのように説くのであろうか。

- (3) 中根氏は、法26条3項の被包括宗教法人から包括宗教団体に対して行う廃止の通知は、契約の解除（告知）を意味するものと解すべきであると、規則の変更は、認証書の交付によって効力を生ずるとする法30条との関係については、「契約解除（告知）により当該宗教団体間において効力を生ずるが、所轄庁との関係では規則の変更につき申請が出され認証書が交付されるまでの間は前規則が有効であり被包括関係は消滅していないものと取り扱われるし、また、第三者との間においては取引の安全との関係から、登記をしなければ対抗できない（法8条）と規定されているからである。このように通知・認証・登記という3段階の過程を経て、完全な効力を生ずることとなると解すべきである。」<sup>10)</sup>とされる。

中根氏の所説に立ったとしても、相手方が被包括宗教法人である場合には、被包括宗教法人の規則が変更されない限り、当事者間において包括・被包括関係が終了したとしても、被包括宗教法人の方は、所轄庁及び第三者の関係においては被包括関係は廃止とならない結論とならざるを得ないようである。

- (4) 他に肯定説に立つものに、渡辺一雄弁護士（元松山地裁所長）の所説が

ある。同氏は、「包括関係は宗教上の事項であるから、その設定、廃止はいずれも宗教上の自由にも属する事柄である。ただ、被包括関係の設定、廃止については、本法は規則の変更として取り扱っている（26条、36条）から、この規定の拘束を受ける」とし、他方「包括宗教団体が特定の単位宗教団体との包括関係を廃止することは自由であって、これに関しては法律の規定がないから、包括宗教団体からの一方的通知をもって行うことができる。」とされる<sup>11)</sup>。

(5)そして、包括関係が廃止された場合、「単位宗教団体が宗教法人であるときは、被包括関係に係る法人規則は実体に合致しないこととなるので、これを変更する必要がある。そして、この場合の被包括宗教関係の廃止…は被包括宗教法人が行うものでないから、これに関する規則の変更は、通常の規則の変更（26条1項前段）に該当し、同項後段に該当しない。」とし<sup>12)</sup>、被包括宗教法人が被包括関係の廃止に関する規則の変更を行わない限り、包括宗教団体は包括関係を廃止することはできないとの見解に対しては、「法人の規則は法人内部の規範であつて、単位団体の法人規則に被包括関係の記載があるからといって、包括団体の意思を拘束することはできない。殊に包括関係の設定廃止は信教の自由にも属することであるから、包括団体が廃止の意思を有しているのに単位団体がこれを阻止することはできない。」とされ、この場合は、単位宗教法人は規則の変更をなすべきであるとされる<sup>13)</sup>。しかし、被包括宗教法人において規則の変更をしなければ問題は解決しないように思う。

(6) また、渡部翁京都橘女子大学教授（元・文化庁宗務課長補佐、茨城大学事務局長）は、「宗教法人法は被包括関係は規則記載事項としている。したがって、包括宗教団体の側においては包括関係は規則に一切関わらしめていない。すなわち被包括関係の設定、廃止を規則変更の観点から把握しているだけであって、規則変更に関わらないことについては触れていない。宗教法人法の規定からは、包括宗教団体の側から包括関係の廃止ができない、とは考えにくいように思われる。信仰共同体の範囲をどのようにするかは本来信教の自由の内容である。とすれば被包括法人の側に

それが認められ、包括宗教団体の側に認められないとするいわれはない、と思われる。」と述べておられる<sup>14)</sup>。渡部説に立っても、包括宗教団体から被包括宗教法人に対して包括関係を廃止したときは前同様の問題をかかえるのではないかと考える。

#### 4 折衷説

肯定説にしたがひ、包括宗教団体から被包括宗教団体に対する契約の解除により包括関係を廃止できるとしても、被包括宗教団体が宗教法人である場合には、法26条ないし30条との関係でいかに解するかが問題の焦点となるようだ。この点につき、大宮莊策博士は次のように説く<sup>15)</sup>。

「狭義の包括関係の廃止(包括宗教団体から被包括宗教団体に対する包括関係の廃止、筆者注)に関して、宗教法人法上、問題となるのは、狭義の包括関係を廃止される被包括的宗教法人の規則の変更についてである。もし宗教法人法が被包括関係の廃止を概念上規則の変更と同一視しなければ、包括関係の廃止を純然たる宗教的性質事項として、信教の自由の原則から、相互のいずれか一方的意思でそれを支障なくなし得る。しかるに、宗教法人法は、包括的宗教団体(宗教法人を含む)が、狭義の包括関係を廃止しても、その包括されている被包括的宗教法人が、自発的にその規則を変更して被包括関係を廃止してくれない限り、宗教法人法上、被包括関係は依然として存続し、狭義の包括関係は廃止されたことにはならない。このことは、宗教法人法が被包括関係の廃止を、被包括的宗教法人の規則の変更と同一視していることに基づく。従って、被包括的宗教法人の規則の変更となんらの関係をもたない、宗教団体間の狭義の包括関係の廃止は、包括的宗教団体(宗教法人を含む)の一方的意思によって成立する。」とされ、包括関係に立つ宗教団体を宗教法人、非宗教法人とに区別して組合せれば、「①宗教法人包括的宗教団体と宗教法人被包括的宗教団体 ②非宗教法人包括的宗教団体と宗教法人被包括的宗教団体 ③宗教法人包括的宗教団体と非宗教法人被包括的宗教団体 ④非宗教法人包括的宗教団体と非宗教法人被包括的宗教団体の四種とすることができる。」

そしてこれらの組合せのうち、「狭義の包括関係の廃止が被包括的宗教団体の規則の変更と無関係のものは③と④であって、従ってこれらの場合には、包括的宗教団体（宗教法人を含む）は、その一方的意思で狭義の包括関係を廃止することができる。けだし、非宗教法人被包括的宗教団体は、憲法上保障された存在ではあるが、宗教法人法とは直接関係がなく、その規律を受けない宗教団体だからである。」

「これに対して、①と②の場合は、包括的宗教団体（宗教法人を含む）が、狭義の包括関係を廃止しても、宗教法人被包括的宗教団体が自発的に被包括関係を廃止し、その規則を変更してくれない限り、宗教法人法上、包括関係の廃止は成立しない。」

大宮博士は、「宗教法人法が、何故に被包括関係の廃止についてのみ規定を設けたのかについては、必ずしも明らかではないが、思うに、包括をもって、非所属、非従属、非上下、非固定等の性質のものと解しても、包括の本質から、本来当然に、被包括的宗教団体が包括的宗教団体に比し、劣弱の地位に立つものであるために、信教の自由の保障の立場から、それを保護する必要上、特にこの規定を設けたものであろう。」と述べ、「この意味において、宗教法人法が積極的に狭義の包括関係の廃止を否定したものは解され得ない。」とする。

大宮説は、包括宗教団体から被包括宗教団体に対する包括関係の廃止は、包括宗教団体の一方的意思によりなし得るが、被包括宗教団体が宗教法人である場合には、それが自発的に法26条の規則の変更をしない限り、包括関係の廃止は成立しないとの結論である。一応折衷説として分類した。

### 三 問題点の整理

#### 1 包括・被包括関係の法的性質と廃止の理由

- (1) まとまりのない整理になったが、おおよその問題点はみえたように思う。まず、包括・被包括関係は、包括宗教団体と被包括宗教団体の関係であるが、一定の教義と儀式を維持統制するため、一方を他の構成員とするもので、そ

の実質は宗教上の関係である。宗派は治教権（指教権、監教権）<sup>16)</sup>に基づき構成員を統制し、包括・被包括関係は上下、支配の関係をもつ所属関係である。被包括宗教団体の人的構成要素である聖職者、信者も包括宗教団体の構成員となり、その規律を受ける。

これに対し、宗教法人法の上では包括・被包括関係は、すべて宗教団体は自主独立で対等平等の地位にあり支配従属の関係はないとされている。これは、信教の自由尊重の立場に基づくものであり、法12条1項12号の制約事項に関する規定からもうかがうことができる<sup>17)</sup>。

- (2) いずれにせよ、このような包括、被包括関係を設定することは、包括宗教団体と被包括宗教団体との意思の合致が必要であり、中根氏のいわれる契約関係である。

中根氏は、包括、被包括関係の廃止は、契約理論に基づき、一方の宗教団体からの契約解除（告知）によってその効力を生ずるものと解されるとされ、包括宗教法人からの包括関係の廃止につき、その廃止が解除権の濫用に該当しない場合に限り、契約自由の原則に基づき、包括関係を廃止できるとされることは、前述のとおりである。

ただ、ここに「契約理論に基づき」とか、「解除権の濫用に該当しない場合に限り、契約自由の原則に基づき」といわれる内容、解除権行使の要件が、私には少し不分明のように思われる。契約解除については、民法540条は、「契約又ハ法律ノ規定ニ依リ当事者ノ一方カ解除権ヲ有スルトキハ其解除ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス」と定め、債務不履行による解除権を定めているが、包括・被包括関係の廃止としての解除権行使の要件は何か。被包括関係の廃止としての解除は、法26条3項の通知であって、本条が信教の自由の原則（憲法20条1項）を基本に制定され、かつその理由については何らの制限を定めていないので、自由に、それが権利の濫用（民法1条3項）にならない限り、解除権を行使できるものと解される<sup>18)</sup>。

- (3) 私は、包括・被包括関係を契約関係とみることに賛意を表するが、そこにある包括・被包括契約とはどのような性質の契約か、包括・被包括関係の設定を目的とする無名契約か。私は、乙単位宗教団体が甲包括宗教団体の構成

員となる点から考えると、一種の団体加入契約の性質をもつものと考えたい。ことに法2条2号の包括宗教団体は、その定義にもあるように礼拝の施設を成立要件とせず、財産性が弱く、他方包括宗教法人は、その包括する宗教団体の欠乏を解散事由に掲げていること（法43条2項6号）等から社団的性格をもつものとする。そうだとすれば、宗教団体の特性に反しない限り団体法理からの考察も可能である<sup>19)</sup>。

社団においては、社員は脱退の自由をもっている。これは憲法21条1項で保障されている結社の自由によるものである。被包括宗教団体は包括宗教団体の一構成員として自由に自己の意思により脱退しうるものと解される。なお、憲法20条1項の信教の自由には、宗教的結社の自由も含まれる。

この場合、宗教団体の意思決定の手續が問われなければならない。宗教団体は人的構成要素として聖職者のみならず信者も含まれる。信者の意思が尊重されなければならない。被包括宗教法人の場合には、法26条2項で被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、認証申請の少くとも2月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告をしなければならないと定めているのも、被包括宗教法人の意思決定に信者の意向を反映させる趣旨であり、また被包括宗教法人の規則中でも規則の変更、合併、解散等、法人の組織の重大な変更にかかわる場合には、信者の同意を要件としている例もある。

他方社団は、団体の秩序、安寧を乱す等一定の事由があるときは、社員を除名することができる。社団法人の定款には社員たる資格の得喪に関する規定をおくものとする（民法37条6号）。包括宗教法人には、その規則の中に被包括宗教団体を除名する手續を定めれば、当然その規定によって除名できる<sup>20)</sup>。もしこのような規定がなくても、正当な理由があれば、除名ができると解する。ここに正当な理由とは、具体的事案について、宗教団体の存立目的から条路上判断されなければならない。包括宗教団体は、信教の自由からその構成員たる被包括宗教団体を除名できるか。ここにも、宗教団体の意思決定手續が問われなければならない。中根氏が包括宗教法人からの包括関係廃止の手續に法26条2項を類推適用されるのも、ここにいわれがあると考え

る<sup>21)</sup>。

- (4) 包括・被包括関係の廃止を、包括契約の解除ととらえようと、構成員の脱退（一般には、宗派離脱といわれる。）又は除名と解しようと、包括宗教団体から被包括宗教団体に対する包括関係の廃止、及び被包括宗教団体から包括宗教団体に対する被包括関係の廃止は、上来述べたところによりできるものと解したい。この限り私は肯定説を支持する者である。

問題は、このような肯定説にたつとしても、包括宗教団体から被包括宗教法人に対する包括関係の廃止の場合、被包括宗教法人の規則の変更との関係をどう理解するかである。

## 2 包括関係の廃止と被包括宗教法人の規則の変更

包括宗教団体から被包括宗教団体に対する包括関係の廃止ができると解しても、被包括宗教団体が宗教法人の場合には、その規則に記載された包括宗教団体の記載を削除する等の規則の変更手続をとらなかった場合には、包括関係の廃止の効力を認めてよいか疑問となる。すなわち、被包括関係の廃止は、法26条に定める規則の変更の手続をとるものとされ、法30条により規則の変更は、これに関する所轄庁の認証書の交付によって効力を生ずるとされている。通説は、被包括関係の廃止の効力はこれに関する規則の変更の認証書の交付によって生ずると解している<sup>22)</sup>。したがって、包括関係は包括宗教団体側において有効に廃止されたとしても、相手方の被包括宗教法人側で規則の変更手続をとり所轄庁から規則の変更に関する認証書の交付をうけない限り、なお被包括宗教法人側からみた被包括関係は存続することになるのか。要するに、包括宗教団体からみた包括関係は廃止となっても、被包括宗教法人からみた被包括関係は廃止とならないかである。

被包括宗教法人が規則の変更に関する認証書の交付をうけて被包括関係が廃止されたときは、包括宗教団体からの包括関係も当然に廃止されたとみなされなければならない。反対に包括宗教団体からの包括関係が廃止されたのに、被包括宗教法人からの被包括関係は廃止とならないことは法理論として矛盾する。この立場を貫いて包括宗教団体からの包括関係が廃止されたとき

は、被包括宗教法人の規則の記載は実体に合わず、被包括宗教法人は一般の規則変更手続（法26条1項前段）により規則の変更手続をとるべきであるとす  
るのが渡辺説である。

これに反し、被包括宗教法人が法26条以下により規則の変更の申請をし所  
轄庁から規則の変更に関する認証書の交付をうけない限り被包括関係は廃止  
とならないのだから、包括宗教団体からの包括関係の廃止は成立しないとす  
るのが大宮説である。

否定説が、包括宗教法人からの包括関係の廃止ができないとする根拠も、  
この辺にあるのかもしれない。肯定説を代表する中根氏の論説もこの点にふ  
れていない。

渡辺説の実体に合わない包括宗教団体に関する規則の記載は無効のものとし  
て、対世的効力をもつなら趣旨が一貫するが、所轄庁がそこまで応じてく  
れるかは疑問である。

#### 四 おわりに

- 1 包括関係の廃止を否定する見解の根拠の要点は、被包括関係の廃止につい  
ては法26条に詳細に規定し、法30条において、規則の変更は認証書の交付に  
より効力を生ずると規則の変更の時期を定めたが、包括関係の廃止につい  
ては何らの規定をおいていないところによる。

法26条の中に被包括関係の廃止について特記すべき事項は、その1項後段  
において宗教法人が被包括関係を廃止しようとするときは、当該関係の廃止  
に係る規則の変更に関し、当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する  
宗教団体が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する  
規則の規定によることを要しないと定めたところにある。

これは、宗教法人令6条の規則の変更には所属教宗派等の主管者の承認を  
受けることを要する旨の規定が寺院の宗派脱退、転宗派の場合にも適用があ  
るのか、文部大臣官房宗務課長からの連合国最高司令部民間情報教育部宗務  
課長あて「宗教法人令第6条の解釈について」の照会にたいし、寺院規則の  
変更には、一定の圏内における静的変更と圏外へ移動する動的变化がある。

法人令6条は前者の規則変更に関しのみ関する規定であり、後者の規則変更は、信教の自由の原則に由来するものとして、6条とは関係なしに解釈すべきであると回答した。

かかる宗教法人令6条の解釈の明確性を欠くとの反省から、宗教法人法においては、被包括関係の廃止について詳細な規定をおくこととなった経過であるが、このことが今日否定説、肯定説の分かれる原因となっていることは皮肉である<sup>23)</sup>。

要は、宗教法人法12条1項4号に包括宗教団体の名称、宗教法人非宗教法人の別を記載させ、その変更を規則の変更ととらえ所轄庁の認証にかかわらせたところに問題の根拠がある。法解釈上この経過をどうとらえたらよいのであろうか。

- 2 包括・被包括関係の設定・廃止は、実質的には宗教関係事項であって、これを法人の規則にとり上げたところに問題があるとされている<sup>24)</sup>。また、包括・被包括関係の設定・廃止は、宗教法人法とは無関係のもととして宗教団体間にまかせるべきで、規則の変更を伴う場合でも、町村合併等による規則中の事務所所在地の変更の場合と同じく、当該宗教法人において認証等の手続を経ることなく規則を変更し、所轄庁に届け出ればよいとの考え方もある<sup>25)</sup>。

宗教法人審議会は、昭和33年、この問題を審議したが、「包括・被包括の設定又は廃止は、宗教団体の宗教上の重要な事項であるから、より一層、双方の意思の疎通を図るような方途を講ずること。なお、協議が整わないことを事由として、それぞれが包括・被包括関係を廃止することを妨げないこと」等を答申したにすぎない<sup>26)</sup>。

このような困難な問題を包含するので、冒頭の設問の場合は、宗教法人法、宗派の自治規程を活用して現実的な解決をしているのが実状ではないかと考える。はじめの実例に帰るならば、1つは合併の作法により、2つは解散の申立をすることにより、また一宗秩序を乱すときは、住職・代表役員の懲戒手続により、解決できる場合もある。この点、安武説の再検討も必要で

あろう<sup>27)</sup>。もとより、包括宗教団体と被包括宗教団体の合意を極力はかることが望ましい。

私に与えられた論題については、すでに井上博士、大宮博士の大著があり、中根元課長の明快な分析がある。諸先生の論述もある。本論はこれに基づいて諸説を整理したにすぎない。今後のご教示を請い願う次第である。

以上

#### 注

- 1) 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（以下、「井上」という。）481頁。
- 2) 包括関係とは、法26条1項後段にいう被包括関係の反対の関係として考えると、包括宗教団体の被包括宗教法人に対する関係をいうことになる。

これに対し、井上恵行博士は、「包括関係の設定・廃止、すなわち、ある宗教法人が他のある宗教団体を包括する関係を設定・廃止することについては、法人法はなんらの規定を設けていない」とされ（井上481頁、後記中根252頁も同旨）、包括宗教法人と被包括宗教団体の関係として考えられている。宗教法人法は、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし、宗教法人の設立、管理運営等を規律する。この目的からすると、包括であれ被包括であれ宗教法人について規定すべきで、井上博士の説も肯認される。しかし、そうだとすれば、宗教法人法も井上博士も、包括、被包括の相手方を宗教団体としていることは、法のわくをこえているのではないか。

しかし、宗教法人法は、宗教法人となりうる宗教団体を定義し（法2条）、宗教団体とは法人非法人の双方を含むものと理解する（法12条1項4号）。筆者に与えられた論題は、「宗教団体からの包括関係の廃止」である。ここは、宗教法人法2条2号の定義にしたがい、宗教法人に限定せず宗教団体も視野に入れて考えることとする。なお、非法人の宗教団体とは、代表者、意思決定方法、財産管理など団体としての組織をもつ、いわゆる権利能力のない宗教団体をいうものと解する（後記渡辺313頁以下、大宮660頁以下、渡部310頁）。

- 3) 井上481頁。
- 4) 井上474頁、477頁。
- 5) 井上475頁。
- 6) 安武敏夫「宗派離脱に関する類型的考察（一）」一注3（龍谷大学宗教法研究会『宗教法研究第一輯』72頁）
- 7) 中根孝司『新宗教法人法——その背景と解説』（以下、「中根」という。）251頁、なお256頁注9は、肯定説と否定説を整理されている。
- 8) 中根252頁。

- 9) 中根氏は、「包括・被包括関係の廃止は、契約理論に基づき、一方の宗教団体からの契約解除（告知）によってその効力を生ずるものと解される。」（注（7））とされているので、非法人の包括宗教団体からの包括関係の廃止も認めておられるものと解する。
- 10) 中根254頁注7 中根氏の3段階効力説のうち、被包括関係の廃止の通知により当該宗教団体間において廃止の効力を生ずるとされる点は、規則が後に不認証となった場合の措置や法78条1項の通知後の不利益処分の禁止と矛盾するとの昭和31年4月25日大阪地判等に対する井上博士の批判（井上477頁）をうけるように思う。
- なお、上記判決は、宗教法人令の規定による旧宗教法人が附則13の規定に基づき被包括関係を廃止した事案につき、廃止の通知が相手方に到達したときにその効力を生ずると判示するものであるが、これは新法たる宗教法人法の適用をみない場合と解したため、一般法である民法の意思表示に関する規定によったのであって、新法の適用される場合には、新法30条の規定に徴し、被包括関係の廃止はその認証書の交付により発効するものと解せられるとしており、新法不適用の是非はともかくとして、必ずしも中根説と同一ではない。
- 11) 渡辺一雄『宗教法人例解』（以下、「渡辺」という。）83頁
- 12) 渡辺223頁。
- 13) 渡辺287頁。包括宗教法人からの包括関係の廃止は、単位（被包括）宗教法人からは被包括関係の廃止であるが、単位宗教法人が被包括関係に係る規則の変更をしない場合、宗教法人法30条との関係でどのように解したらよいのか。
- 被包括関係に関する規則の条項は、実体に合わないものとして当然無効と解するのか。包括宗教法人は、単位宗教法人に対し、規則の変更の手續と変更の登記の手續を裁判上請求するのか。
- 14) 渡部翁『最新逐条解説宗教法人法』（以下、「渡部」という。）246頁。
- 15) 大宮莊策『宗教法の研究』（以下、「大宮」という。）712頁～714頁。
- 16) 渡辺81頁
- 17) 包括の実質的（宗教上の）意義と形式的（法律上の）意義については、中根250頁、大宮675頁、井上316頁以下を参照。なお、渡辺78頁は、包括関係に本末型と協約型があるという。
- 18) 昭和40年9月10日行政不服審査法による審査請求に対する文部大臣裁決（井上470頁教王護国寺事件）、大阪高判昭和57年7月27日判例時報1062号94頁参照。
- 19) 井上328、336、341、349頁、大宮657頁、中根217頁、渡辺95頁、根本松男『宗教団体法論』40頁、安武敏夫「宗派離脱に関する類型的考察（三・完）」（龍谷大学宗教法研究会『宗教法研究第五輯』207頁）

包括宗教団体は、神社、寺院、教会等の単位宗教団体とこれらに所属する聖職者、

信者等を構成員とする組織的一体性をもつ人的結合体(団体)であり、その限り社会的性格をもつ。ただし、一つの教義のもとに結合し、多数決によってその目的を変更しえない。

なお、社団の成立要件につき、最判昭和39年10月15日、判例時報393号28頁がある。社員となりうる者は、自然人、法人、権利能力なき社団でもよい(注釈民法(2)42頁)。

- 20) 包括宗教法人の規則中、包括関係に関しては、「この法人が包括する宗教団体は、寺院及び教会とする。」(宗教法人「浄土真宗本願寺派」規則38条)、「この法人が包括する寺院は、祖山、霊跡、由緒寺院及び一般寺院とする。」(宗教法人「日蓮宗」規則61条)と被包括宗教団体の種類を定め、また宗教法人の設立(この法人と被包括関係にない宗教団体が、この法人と被包括関係を設定する場合を含む。)のほか、規則の変更、合併、解散、財産処分等について、包括宗教法人の代表者の承認をうけること等を定めているのが一般で、被包括宗教団体に対する包括関係の廃止の手續や事由を定めているものは見当たらなかった。

なお、これらの条項は、包括関係に関する一般規定であって、個別、具体的な被包括宗教団体に対するものではない。したがって、包括宗教法人の方から特定の被包括宗教団体に対する包括関係を廃止しても、包括宗教法人の規則については、なんらの変更を必要としない。

- 21) 大宮712頁は、「戦後、信教の自由が確立されると、神社、寺院、教会等と教派、宗派、教団等との関係が、非所属性、非従属性、非上下性、非固定性の性質を有する包括概念で理解され、両者は互いに自主対等の地位に立ち、被包括的宗教団体は、自由に被包括関係を廃止することができるものとなった。しかしこの被包括関係の廃止の自由は、根本的には信教の自由に、その根拠をおくものであるから、その信教の自由に立脚する限り、包括的宗教団体に対しても、狭義の包括関係廃止の自由を認めなければならない。」とされる。

これに対し、安武教授は、信教の自由の原則と宗派離脱に関し、「信教の自由の原則が個人に認められた自由権であるという理解に立てば、宗教団体が、信教自由を理由として、規則変更の手續により団体として宗派から離脱するとは、どのような意味をもつのか理解に苦しむところである。たとえば、ある寺院の住職が信仰上の理由からその所属する宗派から離脱することは自由であるとしても、同じ理由から寺院全体が、財産も檀信徒も含めて離脱することは単なる規則変更という法的手続のみによって一体可能なのかを再考する必要がある。」と述べておられる(安武敏夫「宗派離脱に関する類型的考察(三・完)」龍谷大学宗教法研究会『宗教法研究第五輯』210頁)。

宗教団体の信教の自由にに基づく包括・被包括関係の廃止について、その理論と手續について再考すべきか。

- 22) 井上475頁、井上博士は、被包括関係廃止の効力発生の時期を、被包括関係を廃止する場合（本論二I（2）（3））に応じ、認証書交付（法30条）、合併登記（法41条）、設立登記（法15条）の時期とされる。渡辺222頁、渡部259頁、大宮711頁  
なお、法26条3項の通知は、被包括宗法人から包括宗教団体に対する被包括契約の解除（告知）の意思表示と解する場合、法30条の規定は、解除の効力発生時期（民法97条）を変更したものと解する。
- 23) 井上463頁以下。
- 24) 井上475頁、483頁、大宮706頁。
- 25) 井上483頁～484頁、昭和29年5月13日文調宗157調査局長通達。
- 26) 井上482頁。
- 27) 安武敏夫「宗派離脱に関する類型的考察（三・完）」四問題の整理（龍谷大学宗  
教法研究会『宗教法研究第五輯』204頁）  
「教団組織研究の課題」龍谷大学「社会科学研究年報1985No.15」38頁。